

令和 5 年度税制改正の概要について

令和 5 年度税制改正に伴い地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部が令和 5 年 3 月末に改正される見込みです。

これに伴い城陽市税条例（昭和 3 9 年城陽市条例第 2 5 号）について、地方税法の一部を改正する法律が公布された後、速やかに改正を予定しています。この改正案について主なものを報告いたします。

○ 固定資産税

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置を創設する。

○ 軽自動車税種別割

7 5 % 軽減となる電気自動車等の現行のグリーン化特例の適用期限を 3 年延長する。

ガソリン軽自動車の営業用乗用車の現行のグリーン化特例について、5 0 % 軽減の適用期限を 3 年、2 5 % 軽減の適用期限を 2 年、それぞれ延長する。